

ガーデンセンター使用のきまり

1 使用の条件

都市公園施設に属するガーデンセンターは、行商、募金その他これらに類する行為についての制限があります。営利行為（会場使用時に、物品や権利の販売、チャリティ目的バザー、契約行為を行う事）を行うためには、以下の事例に該当している事が前提となります。

【営利行為が認められる事例】

- ① 旭川市が主催・共催する事業の一環である場合
- ② 旭川市が後援する催しで、利用申請者が所管部署から事前に承認書や副申書等をもらい、旭川市土木部公園みどり課へ提出し使用が認められている場合
- ③ あさひかわ北彩都ガーデンの指定管理者が主催する催しで、指定管理者の自主事業または収益事業の一環として適正な手続きが行われている場合

2 使用料

下記の使用目的・時間区分に応じた施設使用料金を、ガーデンセンター受付窓口で現金にてお支払いいただきます。

○夏期（5/1～10/31）

区 分		時間	新・施設料金
体験学習コーナー	入場料の類を徴収しない場合	午前	1,350円
		午後	1,800円
		全日	3,600円
	入場料の類を徴収する場合	午前	2,040円
		午後	2,720円
		全日	5,440円
調理コーナー	入場料の類を徴収しない場合	午前	450円
		午後	600円
		全日	1,200円
	入場料の類を徴収する場合	午前	690円
		午後	920円
		全日	1,840円
体験学習コーナー+調理コーナー	入場料の類を徴収しない場合	午前	1,800円
		午後	2,400円
		全日	4,800円
	入場料の類を徴収する場合	午前	2,730円
		午後	3,640円
		全日	7,280円

※ 時間区分 午前は9:00～12:00、午後は13:00～17:00、
全日は9:00～17:00

○冬期（11/1～4/30）

上記使用料に加え、使用料の5割に相当する額を暖房料として徴収させていただきます。

3 使用できる日時

期間	時間
5月1日から10月31日まで	午前9時から午後6時まで
11月1日から翌年4月30日まで	午前9時から午後5時まで

※休館日：毎週月曜日（月曜休日の時は、その翌日）、年末年始（12/30～1/4）

4 「入場料の類」とは

ガーデンセンターを使用する際に、主催者が会場に招集する参加者から実費相当の入場料・会費・受講料等を徴収する事を指します。

実費相当を超える金額を徴収する場合は「1使用の条件①～③」に該当するもの以外は使用が認められませんのでご注意ください。

「入場料の類」の内訳を確認する書類として、受付窓口に別紙「使用計画書」を提出していただくか、ガーデン公式ホームページより様式をダウンロードしメールまたはファックスで提出してください。

ホームページアドレス <http://www.asahikawa-park.or.jp/kitasaito/>

送信先 メール：kitasaito@asahikawa-park.or.jp fax：0166-74-5967

5 使用申込みについて

①予約の受付開始日

- ・原則として使用日の2か月前から使用予約を受け付けます。

②申込方法

- ・事前に空き状況等をご確認ください。旭川市公共施設予約サービスでも確認いただけます。<https://yoyaku.e-harp.jp/asahikawa/Menu.aspx>
- ・占用使用は、人数が50名程度までの団体使用とします。
- ・調理室のみを占用する場合は、スペースに限りがございますので、最大9名までとし、それ以上の人数の場合は体験学習コーナーを同時に使用していただきます。
- ・使用を予定されている方は、詳細を確認する書類として、使用する1週間前までに、「使用計画書」を提出してください。
- ・使用当日までに、使用承認申請書（様式第7号の2）を提出し、使用料をお支払いください。
- ・使用回数は、1日の午前、午後のいずれか1区分を1回として、原則として1か月に5回まで使用できます。
- ・申請承認書及び領収書は、施設使用日まで大切に保管ください。
- ・使用日の変更及び使用の取消しは、使用開始の日の5日前までに手続きが完了した場合のみ可能です。
- ・駐車場の駐車台数には限りがあります。詳細は受付時にご確認ください。

6 使用するとき

①使用当日

- ・使用前後は必ず事務室にお越しください。
- ・使用時間は厳守してください。申請書に記載する時間は、準備・後片付けの時間も含まれます。
- ・都合により使用を中止または変更する場合は、すみやかに事務室へお知らせください。
- ・資材搬入等、車両の一時的な進入については、事前に事務室にご相談ください。

②使用上の注意

- ・体験学習コーナーは壁で区切られた部屋ではありませんので、仕切りはパーティションでの対応となります。
- ・他のガーデンセンター利用者の迷惑にならないよう、配慮願います。
- ・使用後は、使ったものを元の状態に戻し、必ず清掃をしてください。
- ・ごみはお持ち帰りください。
- ・調理コーナーのキッチンも使用できますが、強い臭いが発生する場合は使用をお断りすることがあります。
- ・ガーデン敷地内は全面禁煙です。
- ・施設に貼紙をすることは禁止します。
- ・使用中に備え付け物品などを破損したときは、すみやかにお知らせください。
- ・上記注意事項や係員の指示に従わない場合、使用承認を取り消す場合があります。
- ・貴重品は各自で管理してください。コインロッカーをご利用できますが、盗難・紛失等の事故が発生しても一切の責任を負いません。

7 備え付け物品

①体験学習コーナー

家具等	長机 18, イス 46, ホワイトボード 1
AV 機器	プロジェクター1, スクリーン (備え付け) 1, DVD プレーヤー1 HDMI コード (3m) 1, RGB コード (3m) 1 ※ パソコンは貸出できません。
音響	マイク 3 (ピンマイク 1), マイクスタンド 1 ※ 天井スピーカーはマイクからの出力のみとなります。

②キッチン

調理器具	フライパン 2, 鍋 (大 1, 小 1), 片手鍋 2, ふかし鍋 1, やかん 2, ざる 2, ボウル 2, まな板 2, 電気ポット 3
調理用品	さい箸 4, 計量カップ 2, 軽量スプーン 1, はかり (2kg) 2, キッチンばさみ 2, トング 2, 皮むき器 2, 茶こし 3, へら 2, おたま 2, レードル 1, 泡立て 2, 栓抜き 1, お盆 3
カトラリー	はし 30, スプーン (大・小) 各 29, フォーク (大・小) 各 30
食器	大皿 10, 中皿 10, 小皿 28, ボウル皿 29, グラス 29, ティーカップ 36, ソーサー 36, ティーポット 4
清掃・洗浄用品	洗いかご, 食器洗剤, スポンジ
その他	ハーブ蒸留器 2

※ごみ袋やふきん等はお持ち帰りください。

8 お問い合わせ先 申請方法・施設の使用全般について

ガーデンセンター 電話 0166-74-5966

使用の条件の詳細について

旭川市土木部公園みどり課 電話 0166-25-9705